

高鍋町ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、高鍋町ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、高鍋町に属する。

(使用の基準等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「高鍋町ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 高鍋町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他町長が不適當と認めた場合

(使用の停止等)

第4条 町長は、前条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

(経費等の負担)

第5条 高鍋町は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第6条 高鍋町は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、政策推進課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。